

事業計画

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 現状および課題

2021年4月20日に設立した当協議会は、2022年度末までに正会員、賛助会員含めて会員数が32社となった。当協議会の2022年度の活動は、2020年から続く新型コロナウイルス感染症による行動制限が徐々に解除されたことなどにより、6月には名刺交換会とした会員交流会を実施し、また初の試みとしてARE Sとの共同セミナーを実施した。2022年3月に設置した「運営委員会」と下部組織の「市場普及委員会」「制度委員会」「税務委員会」の三つの委員会は、会員相互による調査や研究、議論などをオンライン中心に活動した。その結果、2022年9月には税制改正要望の提出、2023年4月には「ロゴマーク使用に関するガイドライン」を施行することができた。

2023年度においては、三つの「市場普及委員会」「制度委員会」「税務委員会」は、活動効率の観点から二つの委員会に集約し、制度委員会の機能を含んだ「市場普及委員会」と「税務委員会」、その上位組織の「運営委員会」での議論を中心に新たな活動を行っていく予定である。なお、不動産特定共同事業を取り巻く環境は、トークン化に関する課題や、投資者保護の観点から、金融商品に近い法整備が議論されるようになっており、今後協議会として会員意見の取り纏めや、法改正の対応が必要になってくると思料する。

2. 2023年度事業計画の概要

2023年度の当協議会の事業計画の概要は以下のとおりである。

i. 首都圏、中核都市圏、地方都市への普及活動

不動産特定共同事業は、幅広い投資家層に、幅広く魅力的な不動産商品を提供するとともに、不動産を通じて都市再生や地方創生を後押し、わが国の経済成長を支える重要な役割を担っている。首都圏のみならず、中核都市圏、地方都市における投資層及び事業者の増加を見込み普及活動を行っていく。

ii. 不特事業に関する税務研究

不特事業における税務研究を行う。会員の税務リテラシーを養い、事業及び投資者に係る税務知識の深度をあげるため、税務委員会を中心に研究と議論を行っていく。また、次年度の税制改正要望を取り纏めるため、各会員の要望アンケートなどの実施を行う。

iii. セミナーの実施

会員を対象にしたセミナーの実施。例として、当協議会のアドバイザーや専門家によるコンプライアンス、法律、税務セミナー、また会員事業者による事業の取組み、商品紹介のセミナーなどを実施していく。

iv. 会員同士の交流、意見交換の場の提供

不動産特定共同事業は、許認可を得て参入することができても、継続的に事業化することは容易で

なく、商品化の技術、販路の開拓、手法は多岐にわたる。事業担当者による人脈に頼るところも大きい。今年度も会員相互の交流、意見交換会の場を提供し、ビジネス機会獲得に貢献していく。

3. 委員会の活動計画

i. 市場普及委員会

活動スケジュール	<p>6/13 会員向け専門家セミナーの開催</p> <p>7/下旬 第1回市場普及委員会開催 年間活動の方針決め、市場普及の為のリーフレット作成等の意見交換、次回以降のセミナー開催について</p> <p>9/下旬 第2回市場普及委員会開催 会員向けセミナー開催（予定）</p> <p>10月以降については、概ね1～2か月ごとに委員会を開催する。 下期の各種イベントの開催については、別途個別に検討。</p>
----------	--

ii. 税務委員会

活動スケジュール	<p>6/中旬 第1回税務委員会開催 顔合わせ、意見交換。</p> <p>7/中旬 税制に関するアンケート実施</p> <p>8/中旬 アンケート結果共有</p> <p>9/中旬 第2回税務委員会開催</p> <p>10月以降については、概ね1～2か月ごとに委員会を開催する。 各委員の掲載希望内容を集約するため、リアル・WEB 併用形式での会議を都度開催。税制に係る会員向けセミナーを2024年3月までに2回程度行う予定。</p>
----------	--

以上